



意見書第 1 号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による「重度心身障害者医療費助成制度の拡充を求める意見書」を、宮代町議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和3年 3月22日提出

宮代町議会議長 田島 正徳 様

提出者 宮代町議会議員

賛成者

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

丸 輝 弟 一

金 子 正 志

小 河 京 正

浅 倉 孝 郎

丸 山 妙 子

山 下 秋 夫

重度心身障害者医療費助成制度の拡充を求める意見書

埼玉県議会では平成30年12月定例会において「精神障害者保健福祉手帳2級所持者を『重度心身障害者医療費助成制度』の対象とするよう求める請願」が採択されました。

重度心身障害者医療費助成制度は、障がいがある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を県と市町村で助成する制度です。「重度心身障害者医療費助成制度」の対象者は、身体障害者手帳1～3級、知的障がいは療育手帳マルA、A、B、精神障がいは精神障害1級のみ対象で、精神障害2級は対象外になっています。また精神障害1級でも精神病床への入院費用は助成されません。

精神障がいは見た目には分かりにくく、仕事や勉強、家庭生活が思うようにできない「生きづらさ」を抱えています。安定した生活を送るためには長期にわたって薬を服用し続けることが大事です。また症状が治まっても再発のリスクがあります。精神障害2級の多くは、安定して働き続けることが困難で、経済的に困窮している世帯が多いのが現状です。また当事者の家族にとっても医療費の負担が重くのしかかっています。生活を守る施策として下記の事項について要望します。

記

精神障害者保健福祉手帳2級所持者を「重度心身障害者医療費助成制度」の対象に拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年 月 日

埼玉県南埼玉郡宮代町議会議員 田島 正徳

埼玉県知事 大野元裕 様